

# 令和2年度 市町決算の概要

## 1 決算規模

令和2年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに過去最大の規模となった。

歳入においては、地方税は減少したものの、地方交付税、国庫支出金、地方債等が増加したことにより、前年度比1,798億99百万円の増（+29.3%）となった。

歳出においては、公債費は減少したものの、人件費や普通建設事業費、補助費等が増加したことにより、前年度比1,803億9百万円の増（+30.3%）となった。

令和2年度の県内市町の普通会計決算額は、

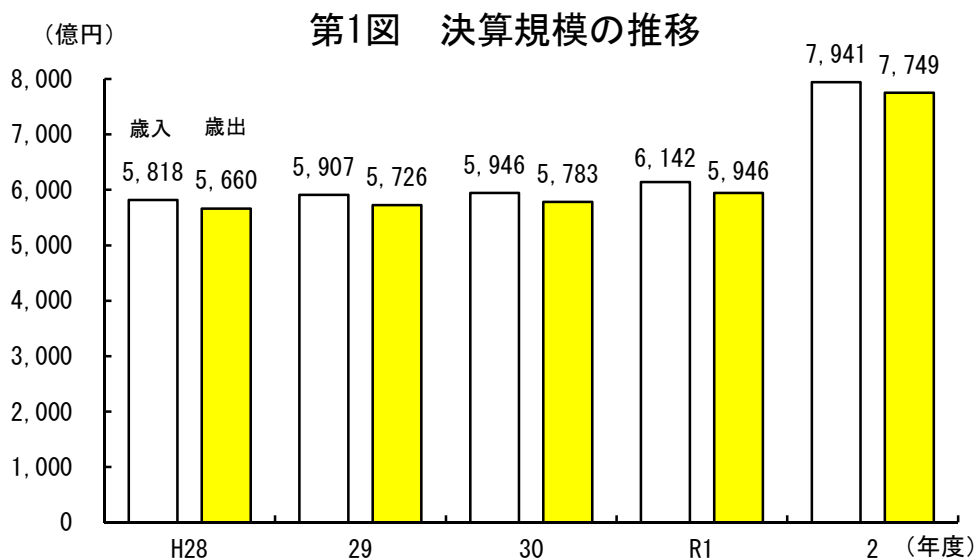
歳入 7,940億66百万円（前年度6,141億66百万円）

歳出 7,749億17百万円（前年度5,946億8百万円）

であり、前年度に比べると、歳入が1,798億99百万円（対前年度比29.3%増）増加、歳出が1,803億9百万円（同30.3%増）増加した。団体区分別にみると、歳入が都市で29.4%増、町で27.9%増、歳出が都市で30.4%増、町で28.6%増となっている。

歳入の増加については、法人市町民税の減少により地方税が、子ども・子育て支援臨時交付金の皆減により地方特例交付金が減少した一方で、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増加により国庫支出金が、ごみ処理施設整備事業費等の増加により地方債が増加したことなどによるものである。

歳出の増加については、地方債の繰上償還の減少等により公債費が減少した一方で、会計年度任用職員制度導入により人件費が、ごみ処理施設整備事業等の増加により普通建設事業費が、特別定額給付金給付により補助費等が増加したことなどによるものである。



## 2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が38年連続で黒字を計上している。  
実質単年度収支は、財政調整基金の積立金が増加したものの、取崩額が大きく増加したことにより、前年度より黒字幅が減少した。

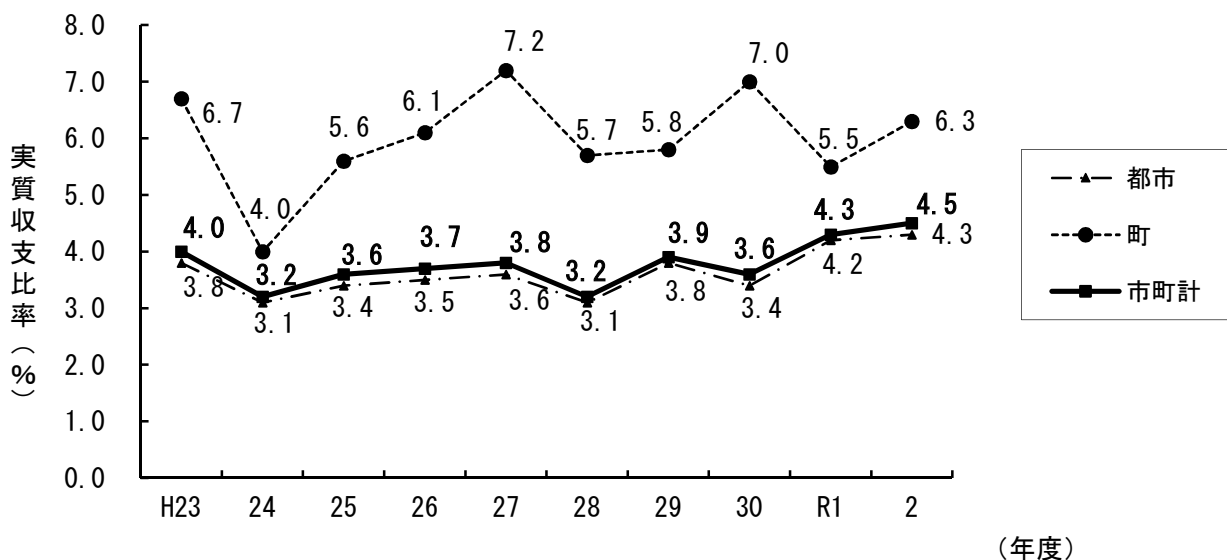
### (1) 実質収支

令和2年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、191億49百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源36億51百万円を控除した実質収支は、154億97百万円の黒字となっている。

実質収支は、前年度（143億62百万円）に比べ11億35百万円増加しており、昭和58年度以降38年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が4.3%、町が6.3%で、市町全体では4.5%（前年度4.3%）となっている。

第2図 実質収支比率の推移



### (2) 単年度収支

単年度収支（当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、都市、町ともに黒字となり、県計では11億35百万円の黒字となった。

また、赤字の団体数は、19団体中8団体（5市3町）となっている。

### (3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市は黒字、町で赤字となり、県計では30億40百万円の黒字となっている。

### 3 歳 入

令和2年度の歳入決算額は、7,940億66百万円で、前年度に比べ1,798億99百万円、29.3%増加している。

これは、法人市町民税の減少により地方税が前年度比47億58百万円、2.1%減少、地方特例交付金が前年度比32億21百万円、64.7%減少した一方、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加により国庫支出金が前年度比1,737億74百万円、207.6%増加、地方債が前年度比127億6百万円、21.6%増加したことなどによる。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比12.9ポイント減の43.8%となった。

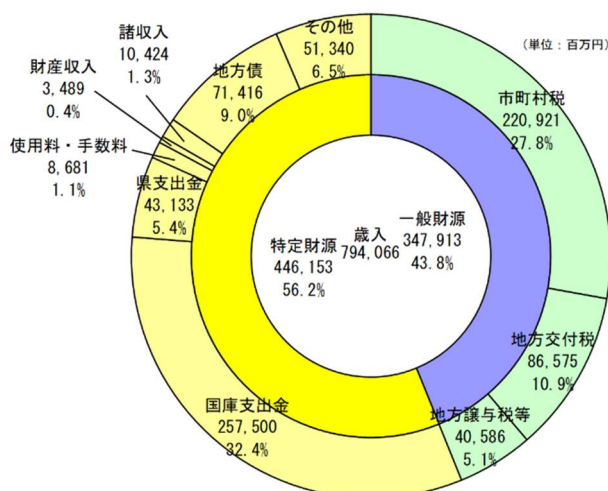
#### (1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,209億21百万円（歳入総額に占める構成比27.8%）、地方交付税：865億75百万円（同10.9%）、国庫支出金：2,575億円（同32.4%）、地方債：714億16百万円（同9.0%）が主なものである。

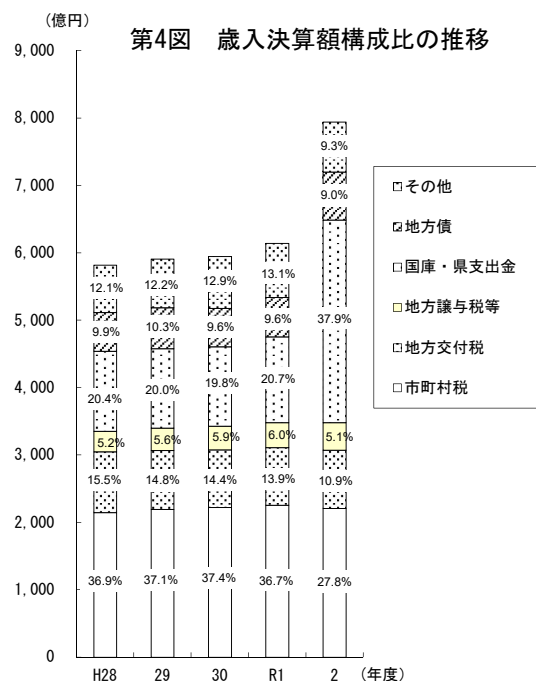
団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位3科目をみると、都市においては、国庫支出金：32.8%（前年度14.0%）、市町村税：27.9%（前年度36.6%）、地方交付税：10.6%（同13.6%）に対し、町においては、市町村税：27.3%（同38.5%）、国庫支出金：26.8%（同8.8%）、地方交付税：16.0%（同18.9%）となっており、都市において市町村税の占める割合が町より0.6ポイント高いものの、国庫支出金の占める割合が6.0ポイント高くなったため、町より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,479億13百万円で、前年度に比べ40百万円減少しており、歳入総額に占める構成比は、43.8%と前年度（56.7%）から12.9ポイント減少した。

第3図 歳入の状況



第4図 歳入決算額構成比の推移



## (2) 歳入項目別の状況

市町村税は、法人市町民税等の減少により、前年度比2.1%減、47億58百万円の減少となった。

地方特例交付金は子ども・子育て支援臨時交付金の皆減により、前年度比64.7%減、32億21百万円の減少となった。

国庫支出金は特別定額給付金給付事業費・事務費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増加により、前年度比207.6%増、1,737億74百万円の増加となった。

県税交付金は、地方消費税交付金等の増加により、前年度比24.7%増、68億15百万円の増加となった。

繰入金は、財政調整基金取崩等の増加により、前年度比14.3%増、23億96百万円の増加となった。

地方債は、ごみ処理施設整備事業等の増加により、前年度比21.6%増、127億6百万円の増加となった。なお、臨時財政対策債は前年度比9.4%増の178億18百万円であった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比12.7ポイント減少し37.1%となった。この主な要因は、市町村税等の自主財源が減少するとともに、国庫支出金等の依存財源が増加したことによるものである。

### 自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自主財源	294,856	37.1	305,878	49.8	▲ 11,022	▲ 3.6
市町村税	220,921	27.8	225,679	36.7	▲ 4,758	▲ 2.1
諸収入	10,424	1.3	11,200	1.8	▲ 776	▲ 6.9
使用料・手数料	8,681	1.1	11,195	1.8	▲ 2,514	▲ 22.5
その他	54,829	6.9	57,804	9.4	▲ 2,974	▲ 5.1
依存財源	499,210	62.9	308,288	50.2	190,922	61.9
地方交付税	86,575	10.9	85,562	13.9	1,013	1.2
国庫・県支出金	300,633	37.9	127,145	20.7	173,488	136.4
地方債	71,416	9.0	58,710	9.6	12,706	21.6
その他	40,586	5.1	36,871	6.0	3,715	10.1
合計	794,066	100.0	614,166	100.0	179,899	29.3

## 4 歳 出

令和2年度の歳出決算額は、7,749億17百万円で、前年度に比べ1,803億9百万円、30.3%増加している。

目的別構成比では、総務費が全体の約3分の1(29.8%)を占めており、民生費(28.9%)、教育費(11.1%)、衛生費(9.1%)、公債費(7.2%)がこれに続いている。

性質別では、「義務的経費」が、人件費の増等により前年度比6.4%増、2,905億16百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の増により、前年度比13.4%増の932億41百万円となった。

### (1) 目的別歳出の状況

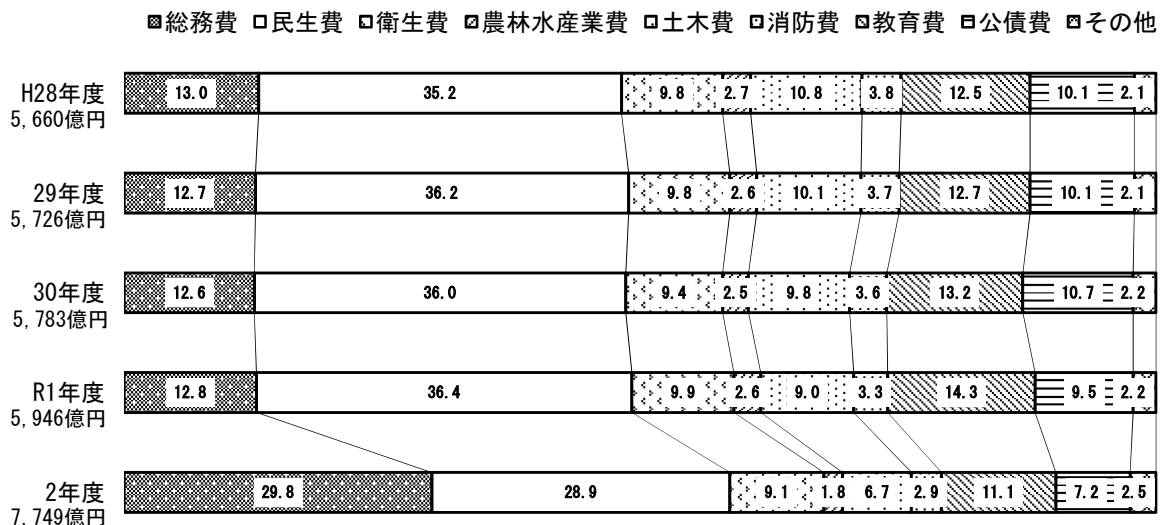
決算額の前年度比では、総務費は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)として行われた特別定額給付金事業(一人10万円給付)の実施により、前年度と比べ1,552億17百万円の大幅な増加(17.0ポイント増)となった。民生費は、子育て世帯臨時特別給付金給付による増加や保育事業の増加、障害者自立支援事業の増加等により、前年度比79億円5百万円の増、衛生費は、ごみ処理施設整備事業の増加等により前年度比119億19百万円の増となった。一方で、公債費は、地方債の繰上償還の減少等により、前年度比6億30百万円の減となった。

また、歳出総額に占める構成比は、上述のとおり大幅な増加となった総務費(歳出総額に占める構成比29.8%)が最も高く、民生費(同28.9%)、教育費(同11.1%)、衛生費(同9.1%)、公債費(同7.2%)と続いている。民生費は、総務費の一時的な増要因により10年ぶりに30%を下回る事となったが、依然として高い構成比となっている。

なお、10年前(平成22年度)の決算額と比較すると、決算額全体が44%の増となる中、総務費は170%の増、衛生費は48%の増、民生費は39%の増となっている一方、公債費は16%の減となっている。

## 第5図 目的別歳出決算額構成比の推移

(単位：%)



## (2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,905 億 16 百万円（歳出総額に占める構成比 37.5%）、投資的経費 932 億 41 百万円（同 12.0%）、一般行政経費 3,178 億 7 百万円（同 41.0%）となっている。

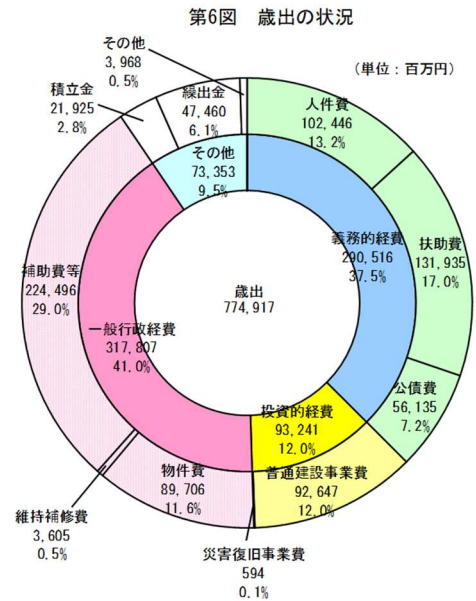
前年度と比べると、義務的経費の割合は 8.4 ポイント減、投資的経費が 1.8 ポイント減、一般行政経費が 13.9 ポイント増となっている。

義務的経費のうち、人件費は、会計年度任用職員制度の導入等により、前年度に比べ 15.6% の増となった。また、扶助費は子育て世帯臨時特別給付金給付による増加等により前年度に比べ 3.4% の増となった。

投資的経費のうち、普通建設事業費は、ごみ処理施設整備事業等の増加により、前年度に比べ 14.1% の増となった。

一般行政経費のうち、補助費等は、特別定額給付金給付による増加等により、前年度と比べて 224.8% の増となった。

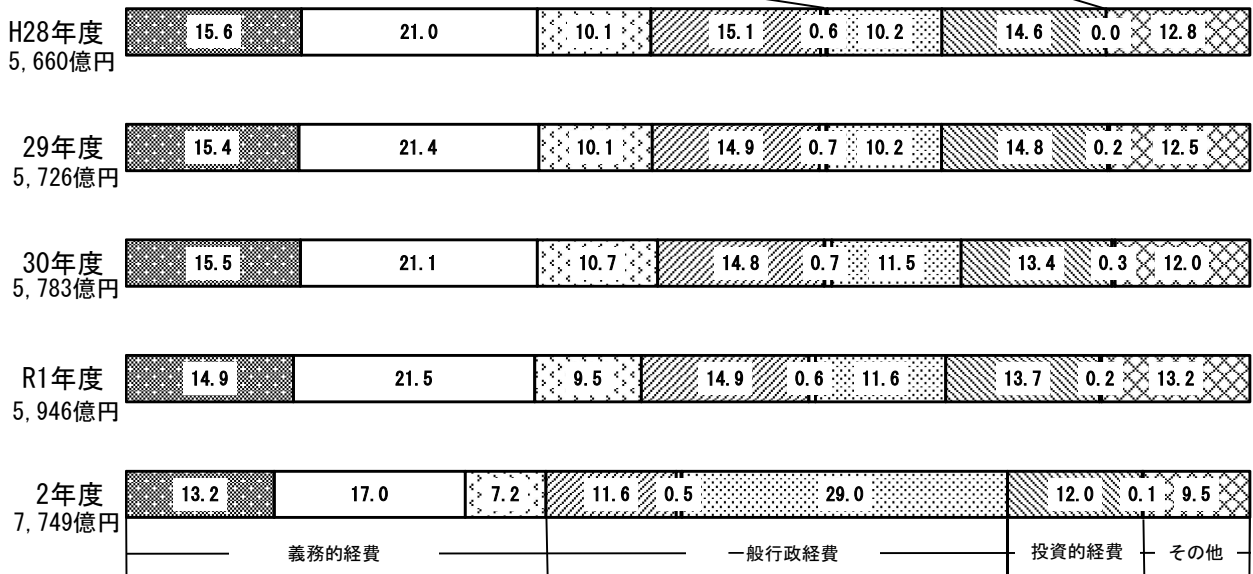
なお、10 年前（平成 22 年度）の決算額と比較すると、義務的経費は 16% の増、投資的経費は 42% の増、その他は令和 2 年度の一般行政経費の大幅な増に伴い 74% の増となっており、決算額全体は 44% の増となった。



## 第7図 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位：%)

■人件費 □扶助費 ▣公債費 ▤物件費 ▥維持補修費 ▦補助費等 ▧普通建設事業費 ▨災害復旧事業費 ▩積立金+繰出金+その他



## 5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分母である経常一般財源が地方消費税交付金の増等により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源も人件費の増等により増加した結果、92.3%（都市92.3%、町91.9%）と前年度より1.0ポイント上昇した。

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

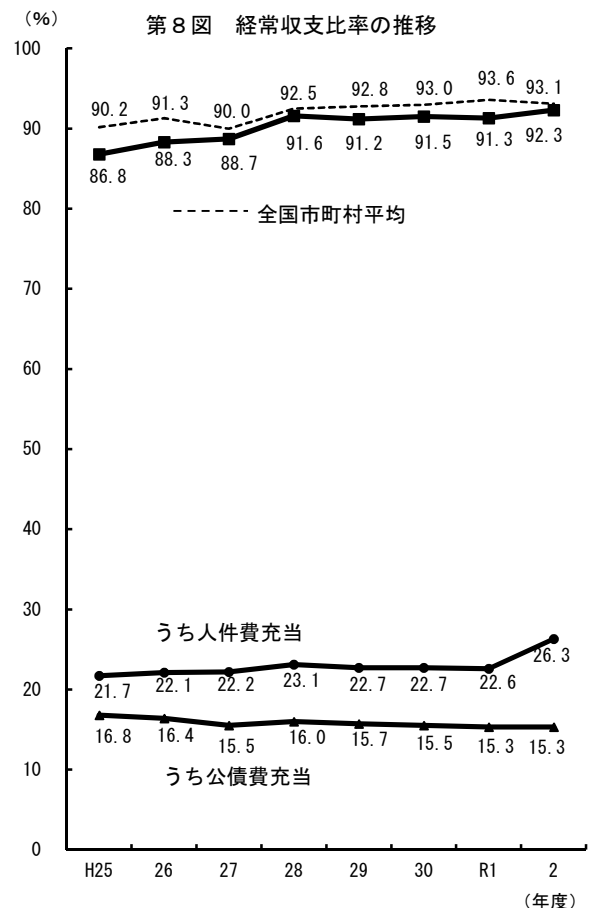
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

令和2年度の経常収支比率は、分母である経常一般財源が地方消費税交付金の増等により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源も人件費の増等により増加したことから、前年度の91.3%に比べて1.0ポイント上昇し、92.3%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は26.3%で、前年度に比べ3.7ポイントの上昇、公債費に充当されたものの比率は15.3%で、前年度と同率となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は16団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、13団体において比率が上昇、6団体において低下した。



### 経常収支比率の段階別団体分布

年度	率	~70	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
H28		0	0	0	1	4	12	2	0
29		0	0	1	0	2	13	3	0
30		0	0	0	1	7	8	3	0
R1		0	0	0	1	5	10	3	0
2		0	0	0	0	3	14	2	0

## 6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、全体としては、前年度比0.9%減少し、5,963億56百万円となった。

地方債現在高は、前年度比3.1%増加し、6,067億4百万円となった。

債務負担行為は、前年度比10.1%減少し、1,858億10百万円となった。

また、積立金現在高は、財政調整基金および減債基金は減少したものの、その他特定目的基金の増加により、総額では前年度比1.6%増加し、1,961億58百万円となった。

### (1) 地方債現在高の状況

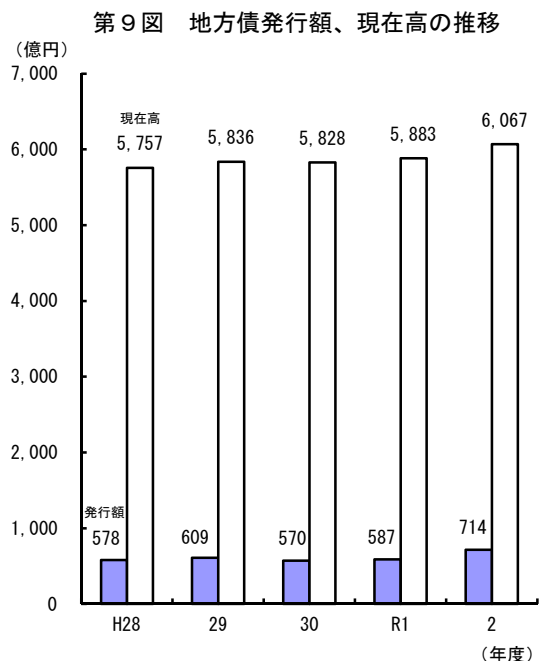
令和2年度末の地方債現在高は、6,067億4百万円であり、臨時財政対策債の現在高は減となったものの、旧合併特例事業債の増等により、前年度末(5,883億24百万円)に比べると183億80百万円増加した。

地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合は前年度より減少し、2,441億31百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、427,592円(前年度414,036円)となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債(40.2%)、一般単独事業債(33.2%)、学校教育施設等整備事業債(8.1%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(27.2%)、市中銀行(39.4%)、地方公共団体金融機構資金(14.1%)、旧郵政公社資金(1.6%)等となっている。



### (2) 積立金現在高の状況

令和2年度末の基金残高は、各団体において状況は様々であるが、全体としては1,961億58百万円となっており、前年度末(1,930億18百万円)に比べると31億40百万円増加した。

基金別の内訳でみると、財政調整基金(現在高548億92百万円)は前年度末に比べて1億74百万円の減少、減債基金(現在高300億69百万円)は6億16百万円の減少、その他特定目的基金(現在高1,111億97百万円)は公共施設等の整備のための基金への積立や取崩し、ふるさと納税を財源とする積立等により39億29百万円の増加となった。

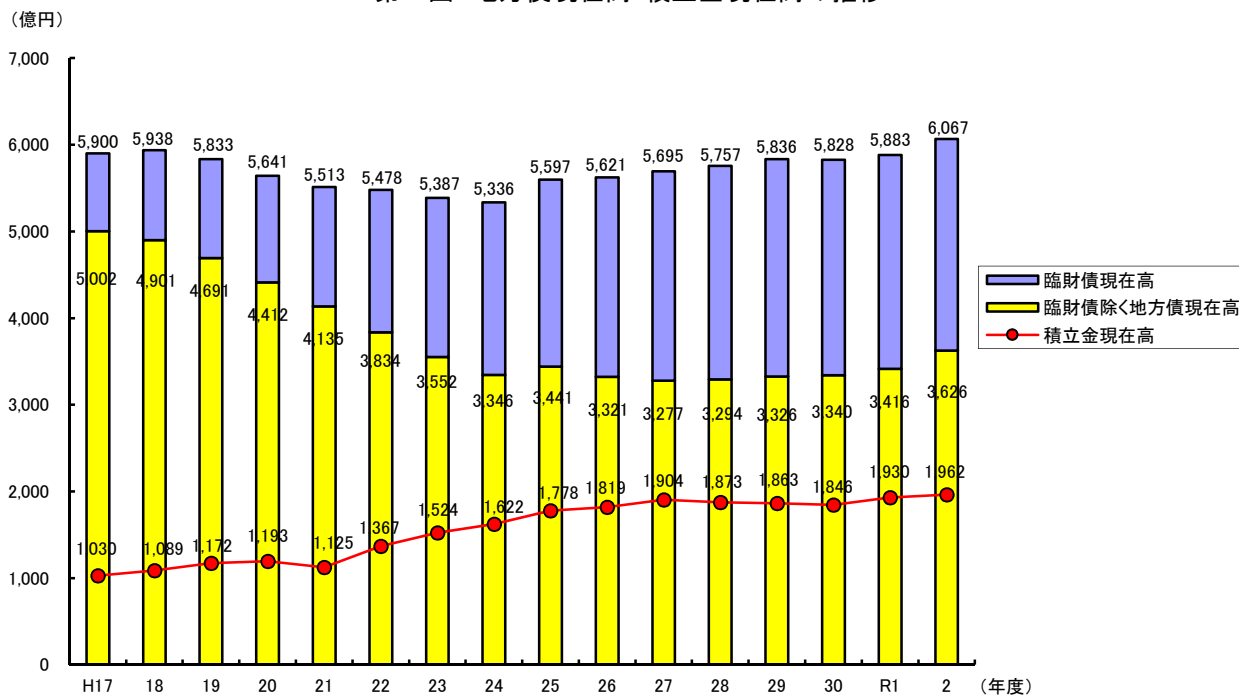
### (3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

令和2年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,858億10百万円であり、前年度末(2,066億85百万円)に比べると、208億74百万円減少している。



なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、5,963億56百万円となり、前年度（6,019億90百万円）から56億34百万円、0.9%減少した。

第10図 地方債現在高・積立金現在高の推移



## 7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が生じた市町はないが、全国では実質赤字が生じている団体が 1 団体ある。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では連結実質赤字が生じた市町はないが、全国では連結実質赤字が生じている団体が 1 団体ある。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、5.4%（都市 5.3%、町 6.3%）となり、前年度に比べて 0.5 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（平成 30 年度から令和 2 年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において 18%以上の団体はない。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は 35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が 1 団体ある。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多いため、数値なし。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。（地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多い場合、将来負担比率は算定されない。）

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はなく、全国においても早期健全化基準以上の団体はない。

#### (5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、令和 2 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- |          |            |           |            |
|----------|------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率  | 0 団体（0 団体） | ・連結実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） |
| ・実質公債費比率 | 1 団体（1 団体） | ・将来負担比率   | 0 団体       |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。